

令和8年8月31日(月)
令和8年度 五者懇談会

特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課長 原田 雄一

307件
15/29/2

1. 令和9年度概算要求について

2. 特別支援教育に関する調査の結果

- －令和7年度特別支援教育体制整備状況調査
- －令和6年度通級による指導実施状況調査
- －令和7年度医療的ケアに関する実態調査
- －令和7年度特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

参考情報（特別支援教育に関する動向）

1. 令和9年度概算要求について

+20%¹⁰

特別支援教育の充実

令和9年度要求・要望額 195億円
(前年度予算額 175億円)



障害のある子供たちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置 5,346百万円(4,642百万円) (拡充)

- 「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校への医療的ケア看護職員の配置（登下校時の対応を含む）に加えて、
・修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援（第10条関係）

◆学校における医療的ケア実施体制構築支援事業 24百万円(新規)

- 「改正医療的ケア児支援法（R8.7.24成立）」を踏まえ、
・学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究（第22条関係）と、
・学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究（第20条の2関係）を実施

発達障害のある児童生徒等への支援

◆発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業 61百万円(57百万円)

①幼稚園等における特別支援教育体制モデル構築事業

- ・幼児への適切な支援、小学校等への引継ぎ、教員の専門性向上等、
・幼稚園等における特別支援教育体制のモデルを構築

②学習障害のある児童生徒等に対するICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

- ・就学前の診断が困難とされている学習障害児に対する1人1台端末を含むICT機器を活用した効果的な支援について実践研究を実施

③高等学校における特別支援教育充実事業 (拡充)

- ・合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築

④ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

- ・ICTを活用した学校と障害児支援施設等との効果的かつ効率的な情報共有の在り方についてモデルを構築

インクルーシブ教育システムの更なる推進

◆包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム地域共創推進事業 80百万円 ※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の一部

- 小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るための都道府県等と市区町村の連携体制の構築、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じた交流及び共同学習の更なる深化、協働的に専門性を高め合える教職員組織の形成等について実践研究を実施

特別支援教育の指導体制等の充実

◆聴覚障害教育の充実 9百万円

- ①聴覚障害教育の一層の充実に向けて、教師や教員を目指す学生等が活用できる、手話習得支援のために開発したコンテンツの活用事例の創出
②各自治体における保健・医療・福祉等の関係機関と連携した聴覚障害のある児童生徒等や保護者への教育相談等を充実

◆次期学習指導要領を見据えた調査研究 30百万円

- ・次期学習指導要領の実施に向けた先行実践や著作教科書のデジタル化を見据えた検討 等

◆外部専門家の活用等 195百万円(180百万円) (拡充)

- ①専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
②特別支援教育体制の整備を行う自治体等のスタートアップに係る経費を支援 ※災害時の非常用電源等の整備については、「医療的ケア看護職員配置事業」の中で支援。

特別支援教育就学奨励費 12,169百万円(11,321百万円)

- ・特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費を支援

国立特別支援教育総合研究所 1,371百万円(1,111百万円)

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実を図ることを目的とし、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応するための運営費を支援

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

55億円
48億円)



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、医療的ケア看護職員の配置、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の活用を支援。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（R9.4施行）」の趣旨を踏まえ、学校生活（登下校時を含む）への医療的ケア看護職員の配置に加えて、修学旅行等の学校行事への対応に係る経費を支援

補助対象	学校において医療的ケアを実施するために直接雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の人件費等 ※直接雇用が難しい場合、訪問看護ステーション等への委託に係る経費も可能。
補助対象 学校種	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。
補助内容	✓ <u>学校生活・登下校時の対応</u> ⇒配置人数：5,830人分（+530人増） ✓ <u>修学旅行等の学校行事への対応</u> ⇒配置校数：1,169校分（新規） ※医療的ケアに係る災害対応（例：非常用電源の確保など）に係る経費も計上可能。

【参考】「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」第10条第2項

学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくても、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援

※交付初年度から3年限り。

※新規の募集は令和8年度を以て終了（令和9年度は継続自治体等のみ）

連携体制を整備	教育委員会・学校と関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発
災害への備え	停電時にも人工呼吸器等を利用することができるよう、非常用蓄電池等の備品を整備

※「災害への備え」については、「医療的ケア看護職員配置事業」において計上

外部専門家活用事業

- 専門的見地から、教員に助言等を行う、医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士などの専門家の活用を支援
補助対象人数：900人分（+170人増）

<補助対象>	都道府県・市区町村・学校法人 (幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
<補助割合>	国：1/3 補助事業者：2/3 国：1/2 補助事業者：1/2（私立幼稚園）

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

学校における医療的ケア実施体制構築支援事業

令和9年度要求・要望額

0.2億円
(新規)



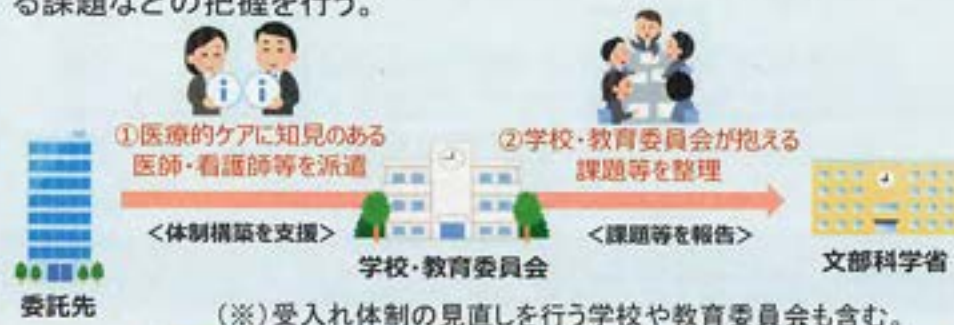
現状・課題

- 少子化が進む中、「医療的ケア児支援法」が成立した令和3年度と令和7年度を比較すると、医療的ケア児の数は特別支援学校で約1.03倍、幼稚園、小・中・高等学校で約1.56倍
- 令和8年7月に成立した「改正医療的ケア児支援法（R9.4施行）※」においては、「医療的ケアの提供の在り方についての見直し（第20条の2関係）」や「地域格差の是正のための検証（第22条関係）」などを国に求める条文が新設

事業内容

(1) 学校における医療的ケアの実施体制構築支援に関する調査研究【新規】

医療的ケア児の受入れ予定のある学校や教育委員会等（※）に知見のある医師や看護師等をアドバイザーとして派遣することにより、その実施体制の構築を支援するとともに、学校や教育委員会が抱える課題などの把握を行う。



件数・単価 1箇所×約8百万円 委託先 民間団体

(2) 学校における医療的ケアの提供の在り方に関する調査研究【新規】

医療や障害福祉、障害児支援等における医療的ケア児に対する支援状況などを参考に、学校における医療的ケアの提供の在り方について有識者会議を設置し、検討を行う。



件数・単価 1箇所×約14百万円 委託先 民間団体

※医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（抜粋）

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第20条の2 国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

（地域格差の是正のための検証等）

第22条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.6億円
0.6億円)



背景

全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍していることを前提として、一人一人の教育的ニーズに対応した切れ目のない適切な支援が継続して行われる必要がある。発達障害のある幼児児童生徒等に対する、就学前からの教育と福祉等の関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築、高等学校における通級指導等の充実等が求められている。

発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業

【幼稚園】

幼稚園等における 特別支援教育体制モデル構築事業

5歳児検診等によって把握された発達障害のある幼児の早期支援のため、幼稚園等における適切な支援、小学校等への円滑な引継ぎ、教諭の研修等について実践研究を行い、未就学児に対する特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	3箇所 × 1.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【小中学校】

学習障害のある児童生徒等に対する ICTを活用した効果的な支援に関する実践研究

学習障害のある児童生徒に対し、学習上の困難を早期に把握し、適切な支援につなげるため、1人1台端末を含むICT機器を活用した学習障害の客観的なアセスメントによる把握、ICT機器のアクセシビリティ機能（読み上げ、音声入力機能等）を活用した効果的な支援に関する実践研究を実施する。

件数・単価	5箇所 × 3.5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和7年度～9年度



【高等学校】

高等学校における特別支援教育充実事業

高等学校に在籍する発達障害のある生徒への支援の充実のため、合理的配慮の提供に係る校内体制の整備、進学・就職等の進路の希望も見据えた関係機関との連携、通級による指導の質的・量的充実等に関する実践研究を行い、高等学校における特別支援教育体制のモデルを構築する。

件数・単価	6箇所 × 5 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度



発達障害のある幼児児童生徒に対する幼稚園から高校を通じた切れ目のない一貫した支援体制の構築

ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業

発達障害のある児童生徒等に対する各ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援に向けて、学校と障害児支援施設等との連携の促進のため、地域において共有すべき情報や、共有する時期・方法、情報管理の体制、個人情報等の取扱い等を含めて検討し、ICTを活用した効果的かつ効果的な情報共有の在り方についてモデルを構築する。



【関係機関との連携】

件数・単価	3箇所 × 2.4 百万円
委託先	都道府県・市区町村教育委員会
事業期間	令和8年度～10年度

特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.5億円
0.1億円)



現状・課題

- 近年、特別支援学校等に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあるなど、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。
- また、次期学習指導要領に向けた改善内容や、学校教育法等改正によるデジタルな形態を含む教科書の発行等の動きも踏まえ、特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の更なる推進に向けて、政策上の課題となっている事項について、実践的な調査研究を実施する。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H17→R7)

義務教育段階の全児童生徒数

(平成17年度) (平成27年度) (令和7年度)
1,088万人 → 1,009万人 → 911万人

特別支援教育を受ける児童生徒数

19.0万人 → 28.2万人 → 33.8万人
1.7% → 2.8% → 3.7%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
9.4万人 → 7.0万人 → 9.0万人
9.3% → 9.7% → 1.0%

小学校・中学校

特別支援学校
知的障害 肢体不自由
身体虚弱 病弱・難病
言語障害 自閉症・情緒障害
9.7万人 → 20.1万人 → 42.0万人
0.9% → 2.0% → 4.6%

通常の学校(通級による指導)

言語障害 自閉症・情緒障害
病弱・難病 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
3.9万人 → 9.0万人 → 22.7万人
0.4% → 0.9% → 2.5%
(注)

注1:令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数は22.7万人(注2)で、前年度(令和6年度)の20.1万人(注3)と比較して増加している。
注2:令和7年度における通級による指導を受ける児童生徒数は、5月1日現在の(注3)の値である。

事業内容

● 政策課題対応型調査研究(最大3年間)

今後の特別支援教育の充実に向け、政策的に課題となっている事項についての知見や充実策の検討のための調査研究を実施する。

【テーマ課題】

- ・手話施策推進法の成立等を踏まえた、**聴覚障害教育の充実**に係る研究
- ・特別支援学校における就労を見据えた**農福連携**の取組に係る実践研究(農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)を踏まえた取組)

● 次期学習指導要領に向けた対応

- ・知的障害特別支援学校における**情報活用能力**育成等、次期学習指導要領の実施に向けた先行実践
- ・**著作教科書のデジタル化**を見据えた検討・研究

件数・単価

4課題×約4.5百万円

委託先

教育委員会、大学、民間団体

件数・単価

10団体×約3百万円

委託先

教育委員会、大学、民間団体

(担当:初等中等教育局特別支援教育課)

現状・課題

聴覚障害教育については、幼児児童生徒の障害の状態等が多様化していることを踏まえ、個々の障害の状態等に応じた指導を一層充実していく必要がある。
令和7年6月の通常国会において「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、手話を使用する子供が、その意向の下で手話による教育を受けることができるよう、教員の手話に関する技能の更なる向上を図る必要がある。
加えて、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関や専門家が連携し、聴覚障害児等に対してより専門性の高い支援を行うとともに、域内の小学校等に在籍する児童生徒等や教師に対するセンター的機能を発揮した支援を充実していくことが求められる。

事業内容

1. 学校における手話による指導・支援の充実

文部科学省が令和7・8年度に作成・開発した、子供たちを対象とした手話の理解啓発動画及び教師や教員を目指す学生を対象とした手話習得支援コンテンツについて、教育現場や大学の教員養成課程における実践支援及び実践例の収集を行い、効果的な活用の工夫等を整理して広く周知するなど、学校現場等における手話に関する理解や教員の手話に関する技能の更なる向上につなげていく。



2. 保健・医療・福祉等の関係機関と連携した教育相談等の充実

地域の聴覚障害児やその保護者に対して専門性の高い支援を行うため、聴覚障害を対象とする特別支援学校と保健・医療・福祉等の関係機関の連携の在り方について調査研究を実施し、そのモデルを構築する。

- ▶ 特別支援学校が地域の聴覚障害児やその保護者に対して実施する教育相談について、保健・医療・福祉等の関係機関と連携して専門家を招聘し、教育相談の内容や体制を充実させる
- ▶ 域内の小学校等に在籍する難聴児等に適切な指導・支援がなされるよう、特別支援学校の教職員や関係機関の専門家が小学校等を訪問し、当該学校の教職員に対して指導・助言を実施



特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)

令和9年度要求・要望額 122億円
(前年度予算額 113億円)



背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和29年6月法144号、以下「就学奨励法」)では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

課題・目的

障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の数が増加する中で、特別支援教育就学奨励費の受給者数も増加傾向にある。

受給者増や近年の物価高騰等に対応し、対象となる幼児児童生徒へ必要な支援が行き届くよう、さらなる拡充が求められている。

過去5年間で約6.6万人増

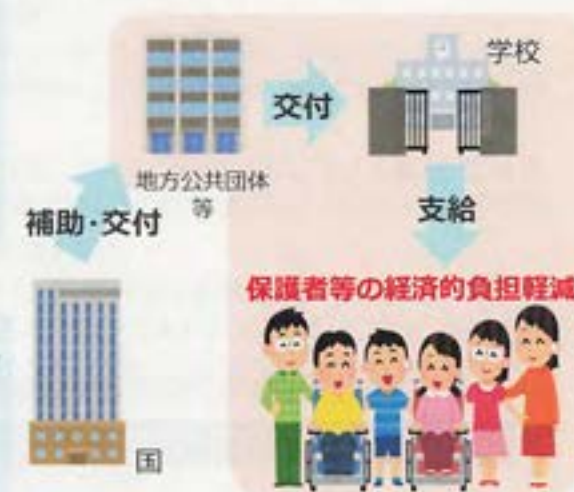
【受給者数】318,624人(令和3年度) → **384,891人(令和7年度)**

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

令和9年度概算要求においては、物価高騰等に伴う「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」、「ICT機器購入費」、「修学旅行費」の引上げにより、充実を図る。

◆支給イメージ



支援対象

国公立に在籍する
・特別支援学校の幼児児童生徒
・小中学校の特別支援学級の児童生徒
・通常学級の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 等

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費※、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等
※補助金のうち、「給食費負担軽減交付金」の対象となる公立小学校(義務教育学校前期課程を含む)に在籍する児童を除く

実施主体

国(国立大学法人)
都道府県・市町村(特別区含む)

負担割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村 1/2



独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所

令和9年度要求・要望 13.7億円
(前年度予算額 11.1億円)

法人の目的

特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的にを行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ること。

業務内容

1. 研究活動：特別支援教育に係る実証的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献。
2. 研修事業：各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援。
3. 情報収集・発信：我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発。

【沿革】

昭和46年：国立特殊教育総合研究所設置
平成13年：(独)国立特殊教育総合研究所発足
平成19年：(独)国立特別支援教育総合研究所に名称変更

人 員 構 成 (令和8年4月現在)	人 数
理 事 長	1
理 事	1
監 事	2
常 勤 職 員	74
役 職 員 合 計	78

第6期中期目標・計画のポイント 【目標期間：令和8年4月～令和13年3月（5年間）】

- 教育現場や関係機関等との連携のもと、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究に取り組み、その成果について、広く、分かりやすく還元すること。
 - 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成や特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上のための支援を行うこと。
 - 教育現場のニーズに寄り添った情報提供や広く社会に対する情報発信・理解啓発を戦略的・効果的に行うこと。
- ⇒各活動について有機的に関連付けながら取り組むとともに、国との緊密な連携のもと、柔軟かつ機動的に対応すること。

包摂的・重層的なインクルーシブ教育システム 地域共創推進事業

令和9年度要求・要望額

0.8億円

(新規)

※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額



現状・課題

令和4年の国連障害者権利委員会の総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされているが、我が国が進めるインクルーシブ教育システムの構築について、取組の実施状況に地域差・学校差が見られる。

特に、障害のある子とない子が共に学ぶ「交流及び共同学習」について、文部科学省委託事業「インクルーシブな学校運営モデル事業」(R8年度終了)の実践校では、子供同士の相互理解の深まりとともに、教師が互いに学び合い双方の指導力の向上につなげる姿が見られるなど、取組の意義・効果が確認された一方で、全国的には、単発的な実施や交流を中心としたものにとどまっている例もみられる。

一方、次期学習指導要領に向けては、交流及び共同学習の更なる充実を図るとともに、障害のある子供たちの学習活動の充実に向けて、重層的な指導・支援の考え方のもと、障害のある子供たちを包摂する取組の充実が求められている。



交流及び共同学習(学校間)実施状況

「参加予定がない」「年1回」

学年	実施率(%)	実施回数(回)	実施回数(回)
小	33.1	27.6	33.0 4.3
中	41.4	26.9	27.9 0.5
高	52.8	22.8	18.8 2.8

R6文部科学省特別支援教育課調べ

事業内容

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実を図るとともに、特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な学校運営の実装を進めるため、以下の点について、教育委員会等において取り組むこととする。これらの取組の成果を踏まえ、特総研において、インクルーシブ教育システムの構築に係る具体的な指標を整理し、地域・学校における取組の更なる充実・改善につなげる支援ツールの開発に取り組む。

● 都道府県・市区町村の連携・協働による共創的なインクルーシブ教育システムの実装

小・中・高等学校における障害のある子供たちを包摂する取組の更なる充実のため、特別支援学校の設置者である都道府県等と小中学校の設置者である市区町村等において「連携地域(仮称)」を構築し、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、地域の実態に合わせた持続可能なインクルーシブ教育システムの構築に向けた実証を行う。

● 特別支援学校と小・中・高等学校の一体的な運営を通じたインクルーシブな学校モデルの実装

「連携地域」内の特別支援学校と小・中・高等学校等を「連携校(仮称)」として指定し、以下の取組を実施

➢ 地域共創の基盤となる交流及び共同学習の更なる深化

計画的・継続的な交流及び共同学習について、都道府県教育委員会等の主導により実践。

➢ 協働的に特別支援教育の専門性を高め合える教職員組織の形成

全ての教師が特別支援教育の担い手となるよう、特別支援学校と小・中・高等学校等間の教職員による協働的な関係構築に取り組む。



事業実施期間 令和9～令和11年(予定)

件数・単価 12箇所×5百万

指定先 教育委員会、国立大学法人、学校法人

(担当：初等中等教育局特別支援教育課)

特別支援教育 デジタル学習基盤実装強化事業

令和9年度要求・要望額

1.2億円

(新規)

※国立特別支援教育総合研究所運営費交付金中の推計額



現状・課題

- ・特別支援教育におけるICT活用の状況は、小・中学校等の通常の学級における授業と比較して、相対的に低く、**デジタル学習基盤を前提とした学びの充実が急務**
- ・障害のある子供とない子供が可能な限り共に学ぶためには、自治体や学校における**合理的配慮の提供の充実が不可欠**であり、自治体間にみられる**合理的配慮の提供状況の格差の改善も急務**
- ・日本の成長戦略における分野横断的課題として、事業活動の持続性向上を図るため**安全なサイバー空間の確保**が不可欠

事業内容

次期学習指導要領等に位置付けられるデジタル学習基盤を前提とした、一人一人の障害の状況や特性に合わせたICT活用の更なる促進、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の学びへの転換、合理的配慮の提供に向けた建設的対話による合意形成について、自治体や学校における実現可能な取組を支援・促進するため、中核人材育成機能の強化及びセキュリティの確保されたDXプラットフォームを構築

事業実施期間

令和9年度～令和12年度〔第6期中期目標期間〕(予定)

DXプラットフォームの構築・強化やデジタル学習基盤実装スペースの整備

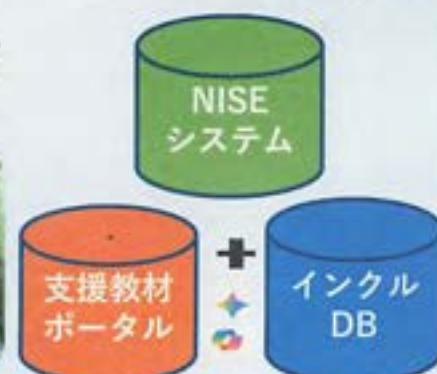
- ・**デジタル学習基盤を活用した学習環境の整備や学びの合理的配慮の実践事例の新規追加・情報発信の強化**
- ・インクルDBに蓄積の合理的配慮の実践事例の**新規追加・情報発信の強化**
- ・**支援教材ポータル**の充実、教材支援機器・新規事例の追加・情報発信の強化
- ・文部科学省で実施された「インクルーシブな学校運営モデル事業」の成果等の蓄積、情報発信
- ・高いセキュリティ、耐災害性、十分な自律性を備えたセキュリティ技術の導入・運用を通じ、高度なサービスを安全に提供できるDXプラットフォームを構築（戦略17分野 デジタル・サイバーセキュリティより）
- ・**デジタル学習基盤と連動した可変型学習ブースの整備による個別最適な学習空間の構築**
- ・デジタル技術を活用し、多感覚的・体験的な学びを支える**臨場感・没入感のある学習空間の整備**
- ・小規模な学習集団や集団での学びが難しい学校同士を対象に**遠隔授業のコーディネート**
- ・ライブラリー展示スペースの改修、**支援機器の充実**

デジタル学習基盤実装スペースの整備 (中核人材育成の拠点形成)

(イメージ図)
VRゴーグルを使用したソーシャルスキルトレーニング、壁面に画像投影した没入型体験学習



セキュリティの確保された DXプラットフォームの構築・強化



中核人材育成



情報発信
合理的配慮支援

教育委員会・学校

アウトプット (活動目標)

(新)ICT指導者協議会修了者(中核人材)数 (累積数)

令和10年度	令和11年度	令和12年度
120名	240名	360名

(新)特別支援教育専門研修修了者(中核人材)数 (累積数)

令和10年度	令和11年度	令和12年度
200名	400名	600名

短期アウトカム (成果目標)

特別支援教育専門研修を受講し、修了1年後アンケートにおいて「まわりの教員への指導力向上や波及効果等に役に立った」と回答する割合

	R7年度末	R11年度末
受講者	69.3%	80%以上

中期アウトカム (成果目標)

特別支援教育専門研修を受講し、修了1年後アンケートにおいて「地域の学校や地域への影響、成果等に役に立った」と回答する割合

	R7年度末	R13年度末
受講者	35.2%	50%以上

長期アウトカム (成果目標)

次期学習指導要領学年進行完了時に特別支援教育における1人1台端末の活用状況を、小・中学校と同水準まで引き上げる

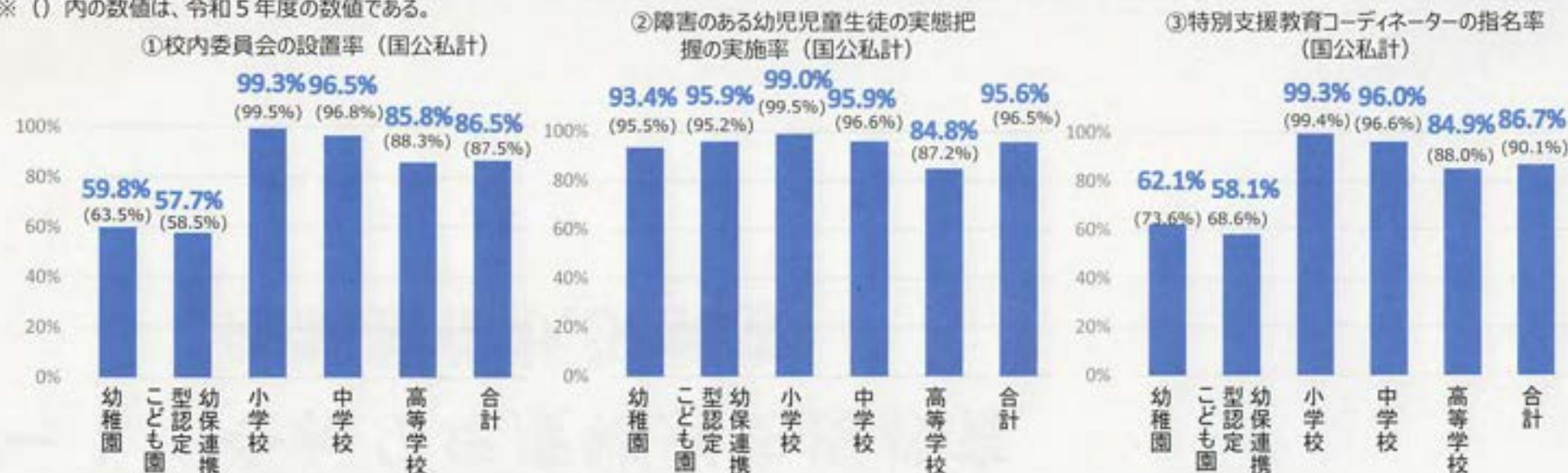
2. 特別支援教育に関する調査の結果

2-1. 令和7年度特別支援教育 体制整備状況調査

幼稚園・小・中・高等学校における特別支援教育体制整備の状況

- 国公立・全学校種合計の校内委員会の設置率は86.5%、障害のある幼児児童生徒の実態把握の実施率は95.6%、特別支援教育コーディネーターの指名率は86.7%であり、令和5年度と比較し、結果はほぼ横ばい。
- 小・中学校においては、いずれの項目も9割以上の達成率であり、特別支援教育体制の整備が進められていると考えられる。
- 一方で、幼稚園や幼保連携型認定こども園、高等学校では、取組が十分でない項目も見られ、更なる取組の充実を図る必要がある。

※ () 内の数値は、令和5年度の数値である。



④個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成状況 (国公立及び学校種計)

	特別支援学級に在籍する児童生徒 及び通級による指導を受けている児童生徒	通常の学級に在籍 する幼児児童生徒※1	個別的教育支援計画・個別の指導計画の 作成を必要とする幼児児童生徒※2
個別的教育支援計画	98.0%(99.8%)	86.7%(82.6%)	94.7%(94.0%)
個別の指導計画	98.0%(99.9%)	90.7%(86.8%)	95.7%(94.6%)

※1：通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成する必要があると判断した者。

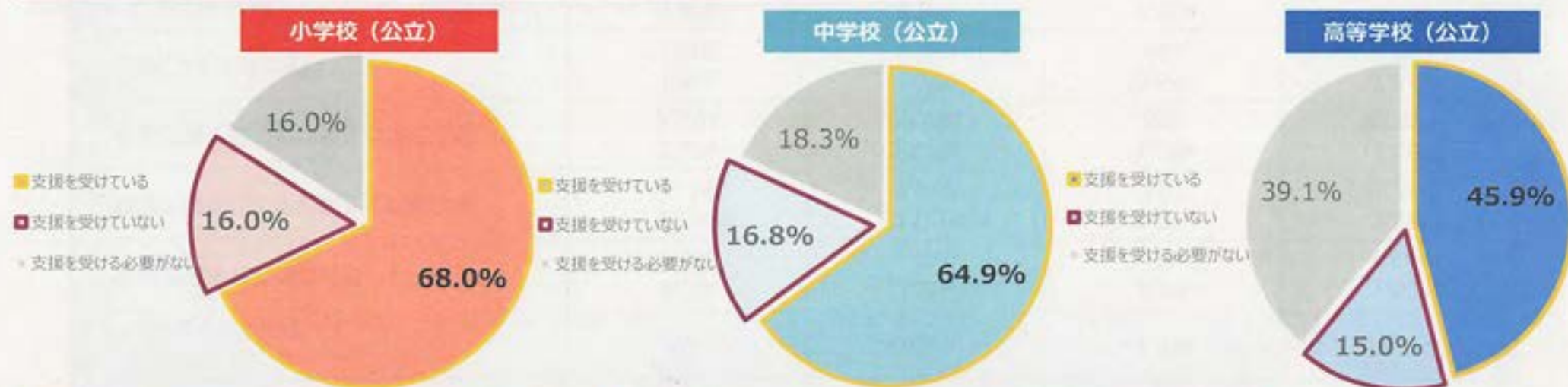
※2：個別的教育支援計画、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成する必要があると判断した者の計。

⑤個別的教育支援計画・個別の指導計画における合理的配慮の明記状況、関係機関との情報共有 (国公立別、学校種計)

	国立	公立	私立	合計
合理的配慮の明記	78.2%(80.2%)	91.6%(93.6%)	52.4%(52.6%)	81.8%(83.6%)
情報共有	86.7%(88.9%)	94.0%(97.9%)	77.4%(82.1%)	89.9%(94.0%)

特別支援学校のセンター的機能の活用に関する状況

(1) 特別支援学校のセンター的機能による支援を受けている割合（学校種別）



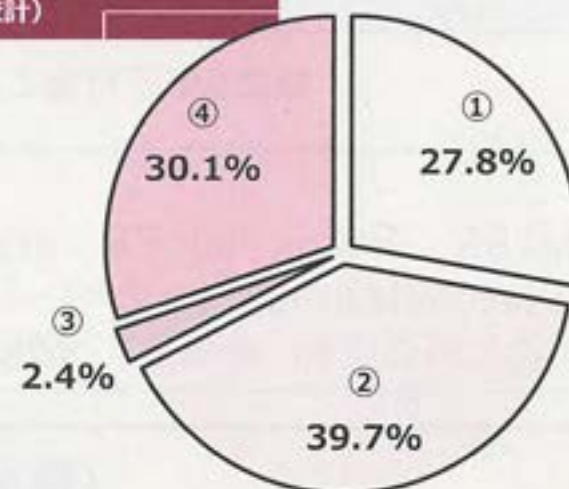
(2) センター的機能による支援を受けている場合の具体的内容（公立幼稚園・認可・小・中・高等学校計）

※複数回答可

小・中学校等の教師への支援	51.1%
特別支援教育等に関する相談・情報提供	79.6%
障害のある幼児児童生徒への指導・支援	52.4%
医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整	13.9%
小・中学校等の教師に対する研修協力	34.8%
障害のある児童生徒への施設設備等の提供	9.3%

(3) センター的機能による支援を受けていない場合の理由（公立幼稚園・認可・小・中・高等学校計）

- ☐ ①センター的機能を活用できるとを知らなかった
- ☐ ②要請方法が分からないなど、手続き面に課題があった
- ☐ ③要請先の特別支援学校から対応してもらえなかった
- ☐ ④要請できる特別支援学校が近くに設置されていなかった



※本グラフの作成に当たり、「その他」との回答があった学校を母数から除いた上で算出している。

教員の特別支援教育に関する専門性の向上（国公立・各学校種）

- ✓ 小学校、中学校、高等学校において、採用後10年までの教員のうち、通級による指導、特別支援学級の学級担任、特別支援学級の教科担任、特別支援学校、特別支援教育コーディネーターのいずれかの特別支援教育に関する経験をいずれも有しない教員は、全体で77.3%（小学校：82.4%、中学校：55.8%、高等学校：95.1%）。

【表】採用後10年までの正規雇用の教員のうち、特別支援教育に関する経験が2年以上ある教員

	小学校 (n=124,796)	中学校 (n=76,949)	高等学校 (n=58,132)	合計 (n=259,877)
いずれも経験なし	82.4% 102,771	55.8% 42,905	95.1% 55,269	77.3% 200,945
特別支援教育に関する 以下いずれかの経験あり(※)	17.6%	44.2%	4.9%	22.7%
特別支援学校の教職経験	1.3% 1,586	2.2% 1,710	2.3% 1,364	1.8% 4,660
特別支援学級の学級担任の教職経験	13.5% 16,795	11.3% 8,717	1.0% 557	10.0% 26,069
特別支援学級の教科担任の教職経験	2.2% 2,801	37.7% 28,991	1.2% 699	12.5% 32,491
通級による指導の経験	1.8% 2,285	1.7% 1,280	0.6% 344	1.5% 3,909
特別支援教育コーディネーターの教職経験	4.4% 5,434	3.9% 2,967	1.9% 1,131	3.7% 9,532

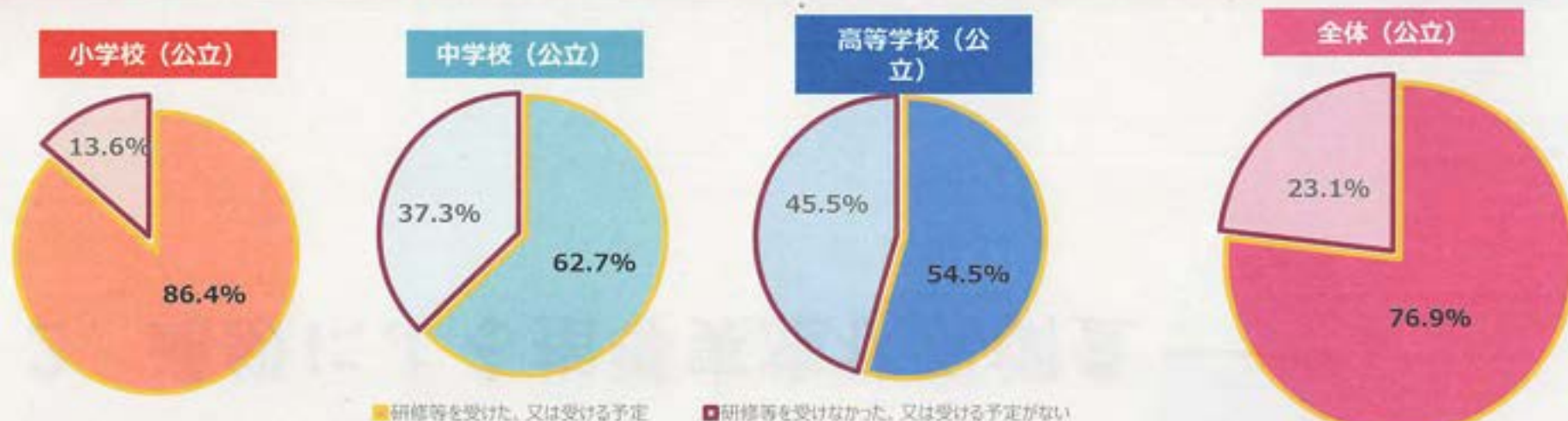
上段はn値に対する割合、下段は人数を表す。

※複数回答のため、それぞれの特別支援教育に関する経験の割合の合計と一致しない。

教員の特別支援教育に関する専門性の向上（国公立・各学校種）

○公立学校における特別支援学級、通級による指導を担当する教員が都道府県又は市町村教育委員会が実施する研修等を受講した割合は、全体で76.9%（小学校：86.4%、中学校：62.7%、高等学校：54.5%）。

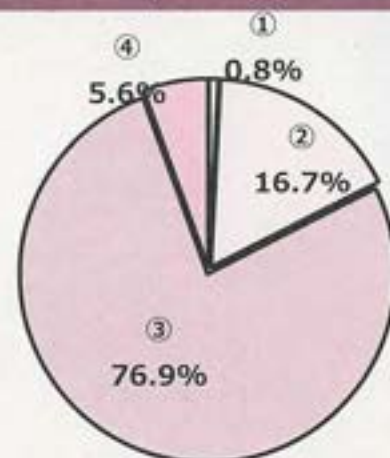
（１）特別支援学級、通級による指導を担当する教員の研修等受講の割合（学校種別）



※「研修等を受けなかった、又は受ける予定がない」との回答については、過年度に研修等を受講していたが、当年度に関して受講していない場合を含む。

（２）研修等を受けなかった、又は受ける予定がない場合の理由（公立小・中・高等学校計、学校単位）

- ☐ ①都道府県又は市町村教育委員会が特別支援教育に関する研修等を実施していない
- ☐ ②都道府県又は市町村教育委員会が実施する特別支援教育に関する研修の頻度等に限りがある
- ☐ ③勤務時間や業務多忙等により、教師が特別支援教育に関する研修を受けられていない
- ☐ ④教師が特別支援教育に関する研修を受ける必要性を感じていない

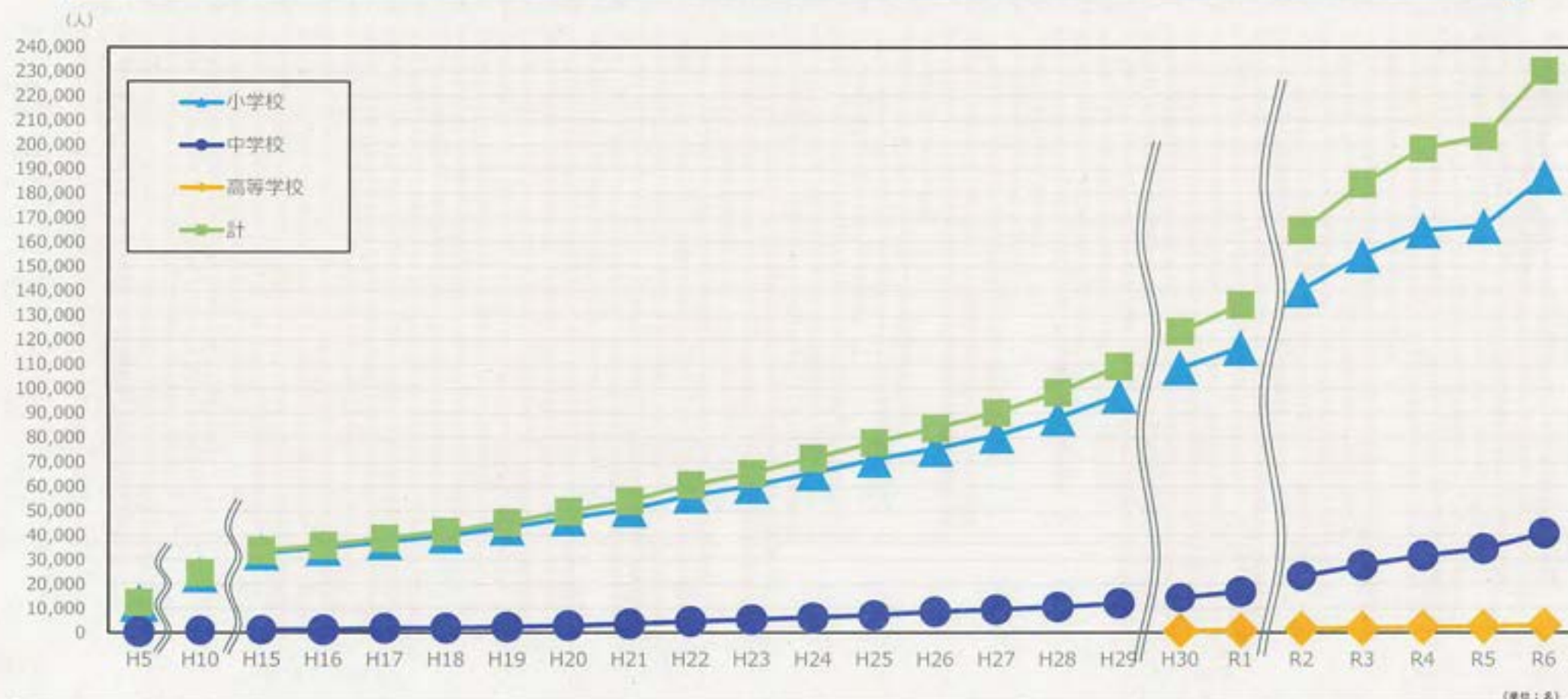


※本グラフの作成に当たり、「その他」の回答があった学校を母数から除いた上で算出している。

2-2. 通級による指導実施状況調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（学校種別・国公立立計）

○ 通級による指導を受けている児童生徒数は全国で230,405人（前年度比+27,029人）。
（小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.9%（前年度：1.7%））



(単位：人)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,567	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735	166,556	186,758
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553	34,449	40,717
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055	2,371	2,930
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343	203,376	230,405

※R2～R6の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。

※有効回答を対象として集計・分析。

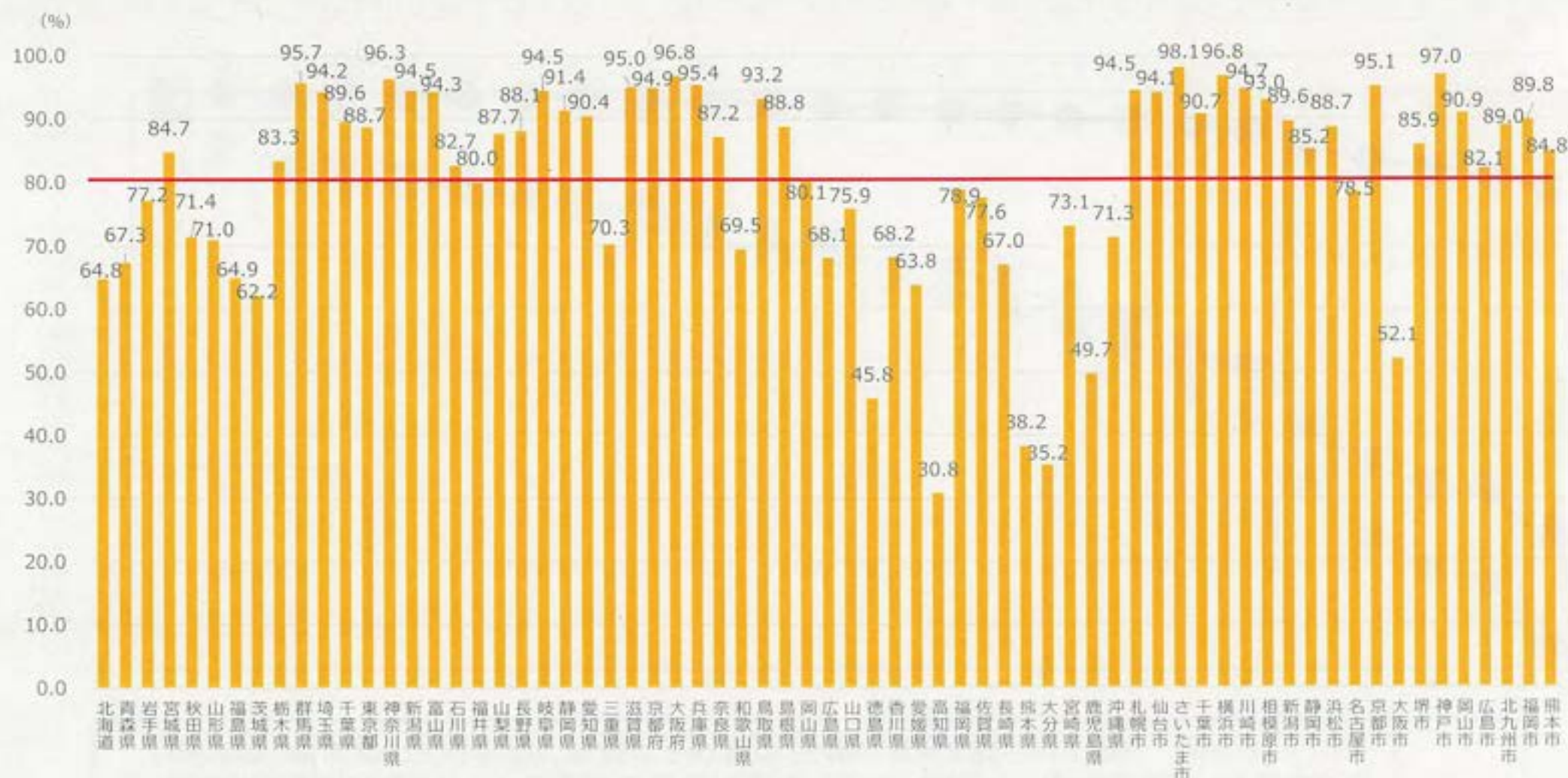
※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合【小学校：都道府県別（公立）】

○ 公立の小学校数全体に占める、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合は80.2%。



※都道府県の数値の算出に当たっては、政令指定都市を含めない。
 分母となる学校総数は令和6年度学校基本調査より算出している。
 図中の赤線は全国平均。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合【中学校：都道府県別（公立）】

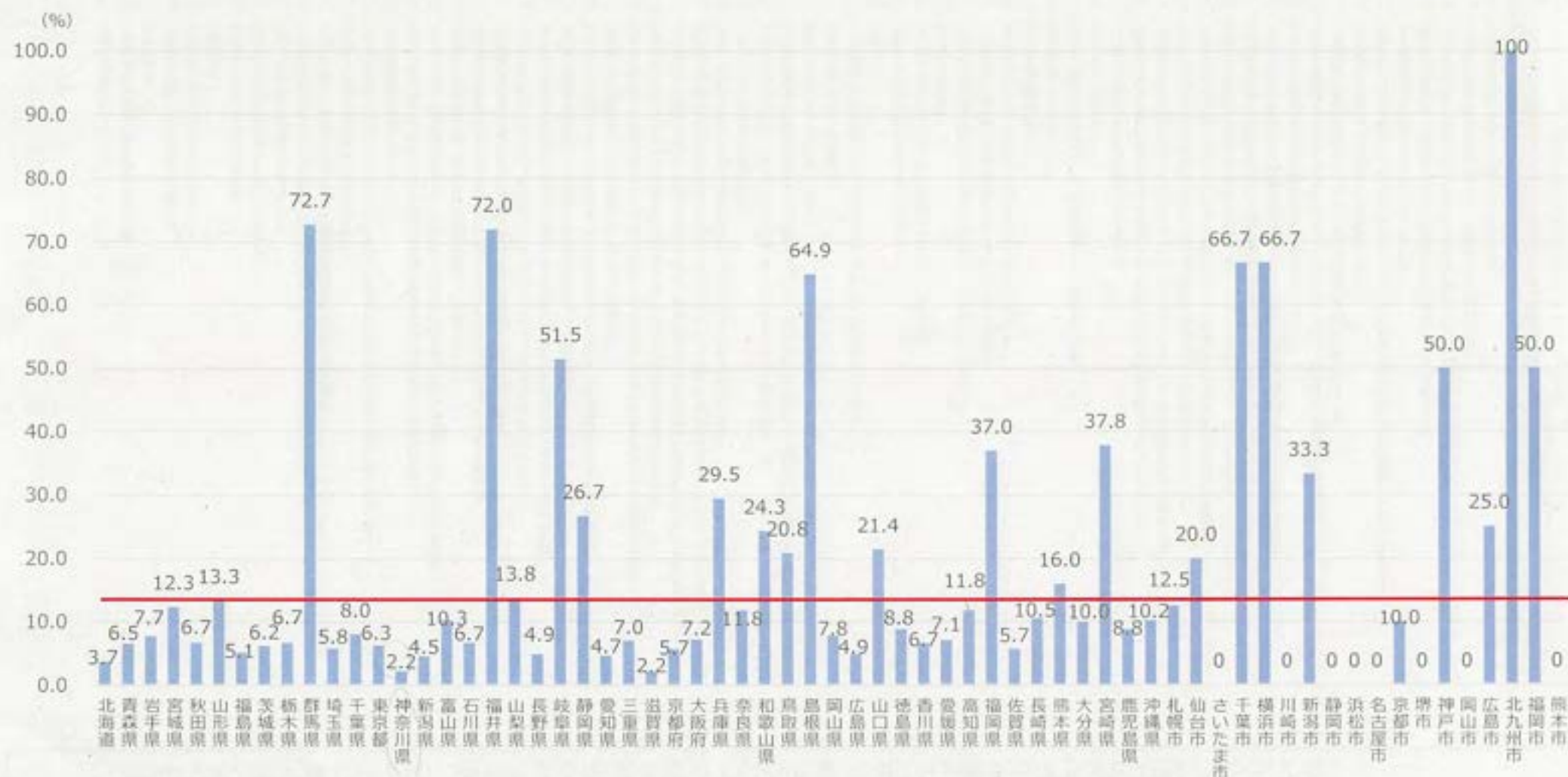
○ 公立の中学校数全体に占める、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合は55.2%。



※都道府県の数値の算出に当たっては、政令指定都市を含めない。
分母となる学校総数は令和6年度学校基本調査より算出している。
図中の赤線は全国平均。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合【高等学校：都道府県別（公立）】

○ 公立の高等学校数全体に占める、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数の割合は13.6%。



※市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。
 都道府県の数値の算出に当たっては、政令指定都市を含めない。
 分母となる学校総数は令和6年度学校基本調査より算出している。
 図中の赤線は全国平均。

2-3. 令和7年度医療的ケアに関する 実態調査

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数



8,735人 (R6 8,700人)

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	30	0	30
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	7	3,508	0	3,515
	訪問教育	0	870	0	870
中学部	通学	0	1,728	1	1,729
	訪問教育	0	458	0	458
高等部	通学	0	1,678	2	1,680
	訪問教育	0	453	0	453
計	通学	7	6,944	3	6,954
	訪問教育	0	1,781	0	1,781
	計	7	8,725	3	8,735

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 726校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



2,788人 (R6 2,559人)

学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	2	77	107	186
	特別支援学級	0	0	0	0
小学校	通常の学級	10	963	12	985
	特別支援学級	0	1,152	0	1,152
中学校	通常の学級	1	151	6	158
	特別支援学級	0	225	0	225
高等学校	通常の学級	0	37	45	82
	特別支援学級	0	0	0	0
計	通常の学級	13	1,228	170	1,411
	特別支援学級	0	1,377	0	1,377
	計	13	2,605	170	2,788

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 172園
 小学校 1,881校
 中学校 341校
 高等学校 60校

学校において医療的ケアを実施する看護職員等の数

特別支援学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **8,086人**
(R6 7,818人)



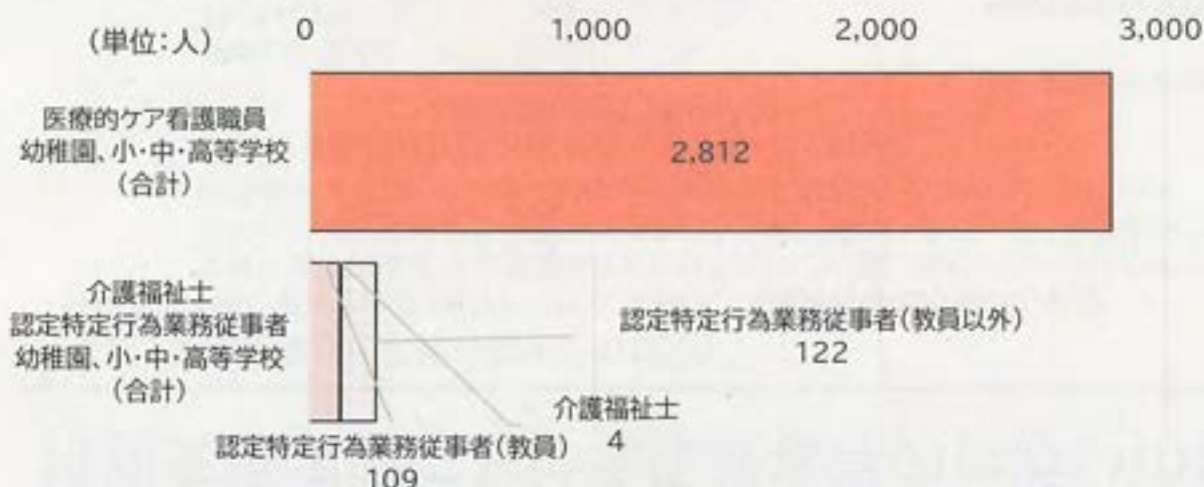
医療的ケア看護職員の週当たりの 所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 :常勤	直接雇用 :非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	0	1,262	268
19時間25分以上 23時間15分未満	0	161	3
23時間15分以上 31時間00分未満	0	1,274	63
31時間00分以上 37時間30分未満	1	199	11
37時間30分以上	244	156	12
計	245	3,052	357

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。

外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。

※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校において医療的ケアを実施する看護職員、介護福祉士、認定特定行為業務従事者の数 **3,047人**
(R6 2,745人)



医療的ケア看護職員の週当たりの 所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用 :常勤	直接雇用 :非常勤	外部委託(※2)
19時間25分未満	4	694	602
19時間25分以上 23時間15分未満	0	140	25
23時間15分以上 31時間00分未満	7	658	112
31時間00分以上 37時間30分未満	2	338	94
37時間30分以上	34	63	39
計	47	1,893	872

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。

※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

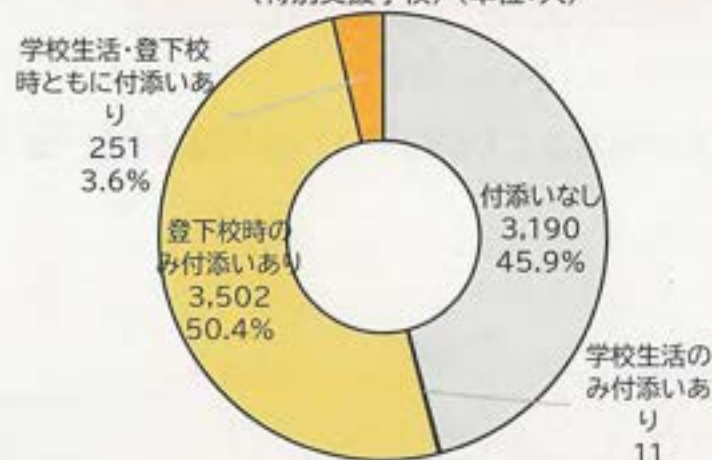
特別支援学校における保護者等の付添いの状況

【令和7年度始業から夏休み前までの状況】

特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,954人)の保護者等の付添いの状況

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 262人 (3.8%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,502人 (50.4%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 3,190人 (45.9%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



特別支援学校(幼稚園)

7	19	4
23.3%	63.3%	13.3%

特別支援学校(小学部)

1,592	7	1,759	157
45.3%	0.2%	50.0%	4.5%

特別支援学校(中学部)

761	3	916	49
44.0%	0.2%	53.0%	2.8%

特別支援学校(高等部)

830	1	808	41
49.4%	0.1%	48.1%	2.4%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

□付添いなし

□学校生活のみ付添いあり

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(262人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」109件(41.6%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施するための手続きや引継ぎの途中である」「緊急時の対応のため、保護者が付き添うよう主治医から助言があったため」などがある。

①	②	③	④	⑤
18	20	76	109	39
6.9%	7.6%	29.0%	41.6%	14.9%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

学校生活において保護者等の付添いが必要な理由(特別支援学校)

なお、「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児(3,753人)の付添いが必要な理由として、「スクールバスに同乗する医療的ケア看護職員がいないため」1,782件(47.5%)が最も多く、「その他」の理由としては、「医療的ケア児が乗車できる車両が確保できないため」などがある。

※ 本調査は、令和7年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

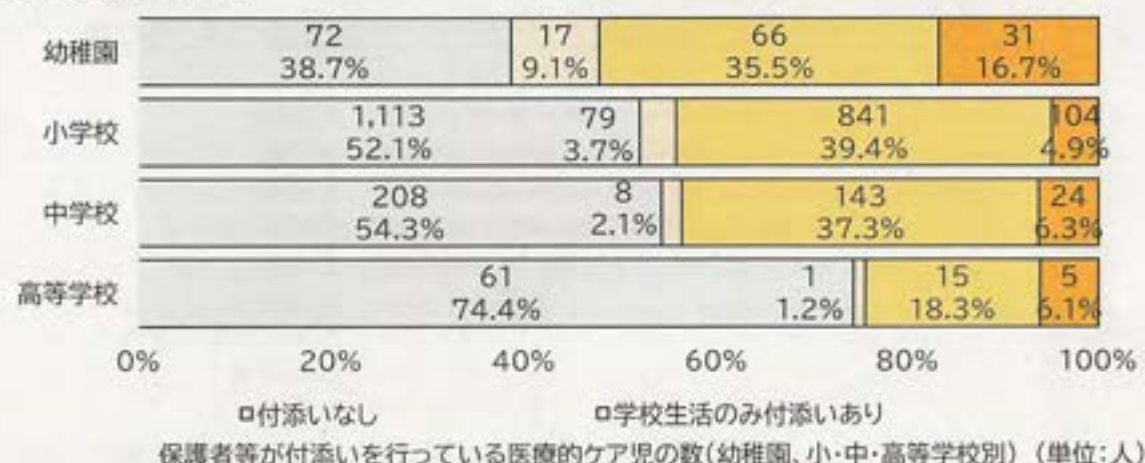
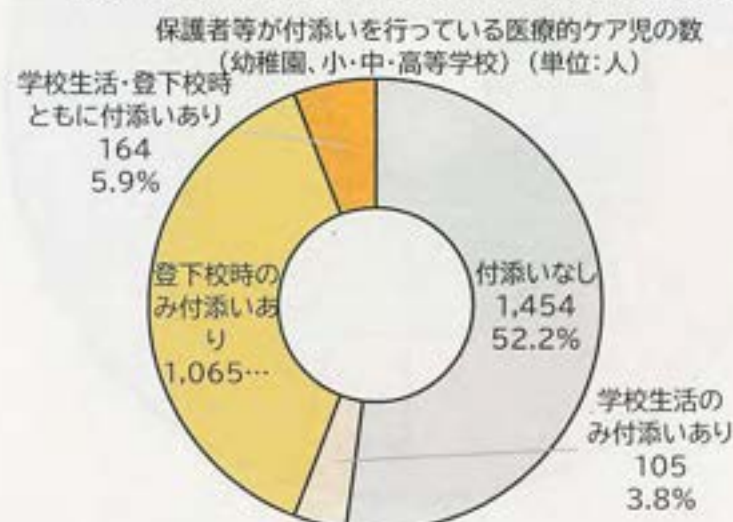
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務従事者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

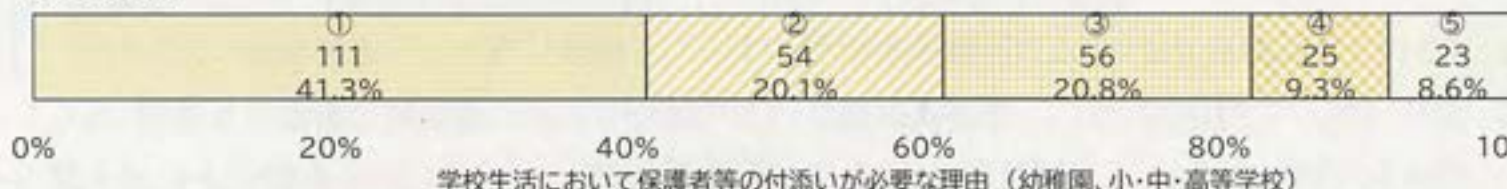
【令和7年度始業から夏休み前までの状況】

幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,788人)の保護者等の付添いの状況

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 269人(9.7%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,065人(38.2%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 1,454人(52.2%)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(269人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」111件(41.3%)が最も多く、その他の理由としては、「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



なお、「学校生活・登下校時ともに付添いあり」又は「登下校時のみ付添いあり」の医療的ケア児(1,229人)の付添いが必要な理由として、その他を除くと「医療的ケア看護職員や車両の確保は可能だが、保護者が希望しているため」196件(15.9%)が最も多く、その他の理由としては、「歩行困難なため」「複数の処置が必要なので、遅刻・早退をするため」などがある。

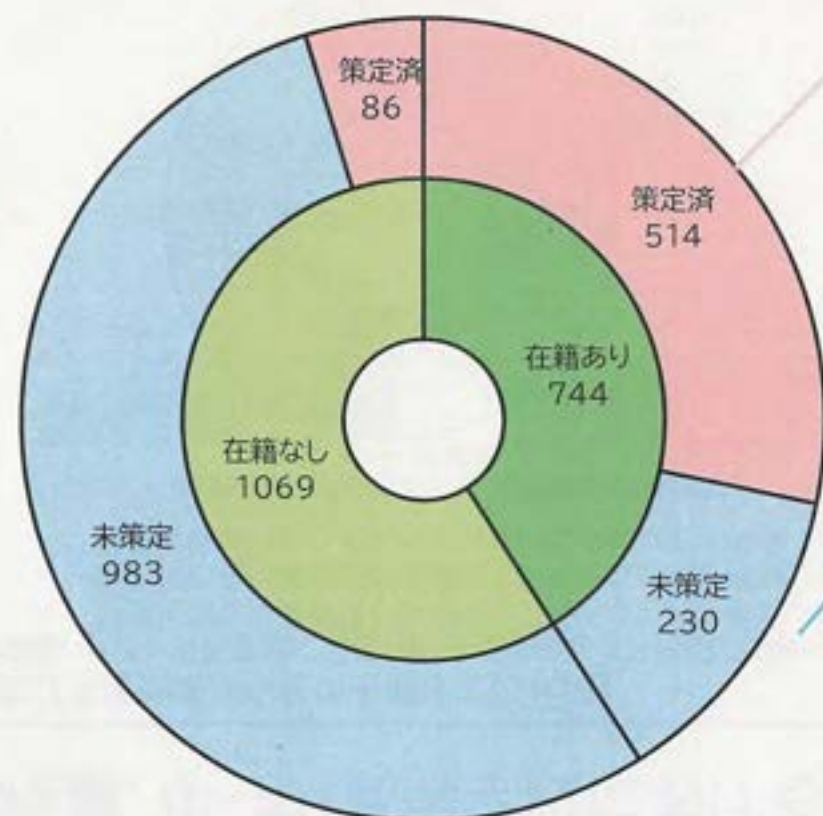
※ 本調査は、令和7年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

教育委員会における医療的ケアに関するガイドライン等の策定状況 (令和7年4月1日現在)

- ガイドライン等を策定している教育委員会 600/1,813(33.1%) (R5: 21.7%)
うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 514/600(85.7%) (R5: 54.2%)

ガイドライン等を策定していない理由としては、「各学校が個別にマニュアルを策定している」「県のガイドライン等を参考にし
て対応している」「医療的ケア児が在籍していない」などが挙げられる。

- ガイドライン等を策定している都道府県教育委員会 47/47(100.0%)



●ガイドライン等を策定している600教育委員会においては、ガイドライン等の策定
(最終改訂時期)は、直近令和7年が最も多い。



●ガイドライン等を策定していない1,213教育委員会においては、ガイドライン等の
策定の予定は、「医療的ケア児の転入学が見込まれたとき」が最も多い。

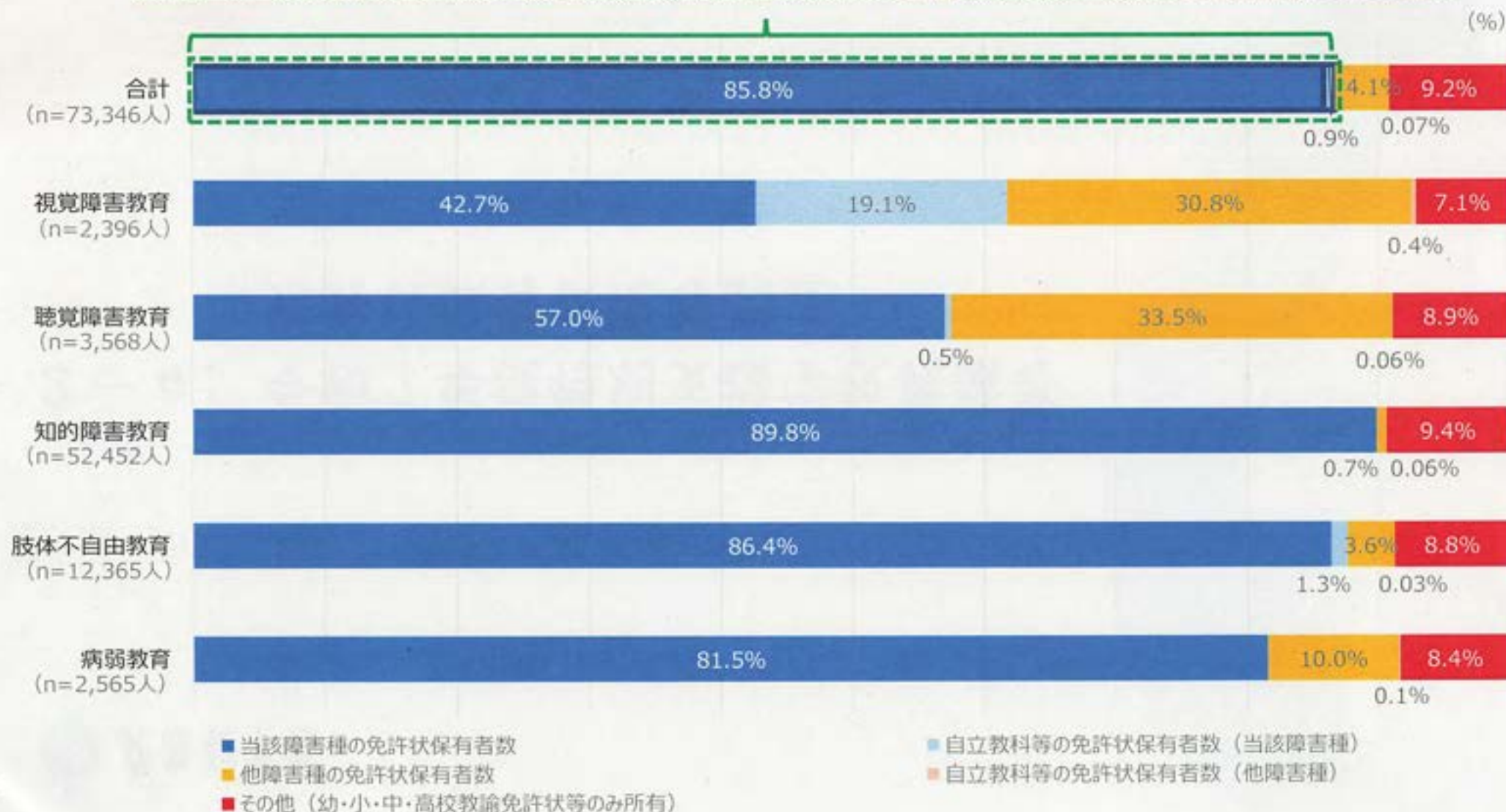


2-4. 令和7年度特別支援学校教諭等 免許状保有状況等調査

特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況【国公私／障害種別】

- 全国の特別支援学校教員のうち、当該教員が担当している障害種等の「特別支援学校教諭等免許状(※)」を保有している割合は86.7%であった。
- (※) 特別支援学校教諭免許状、自立教科教諭免許状、自立活動教諭免許状を指す。

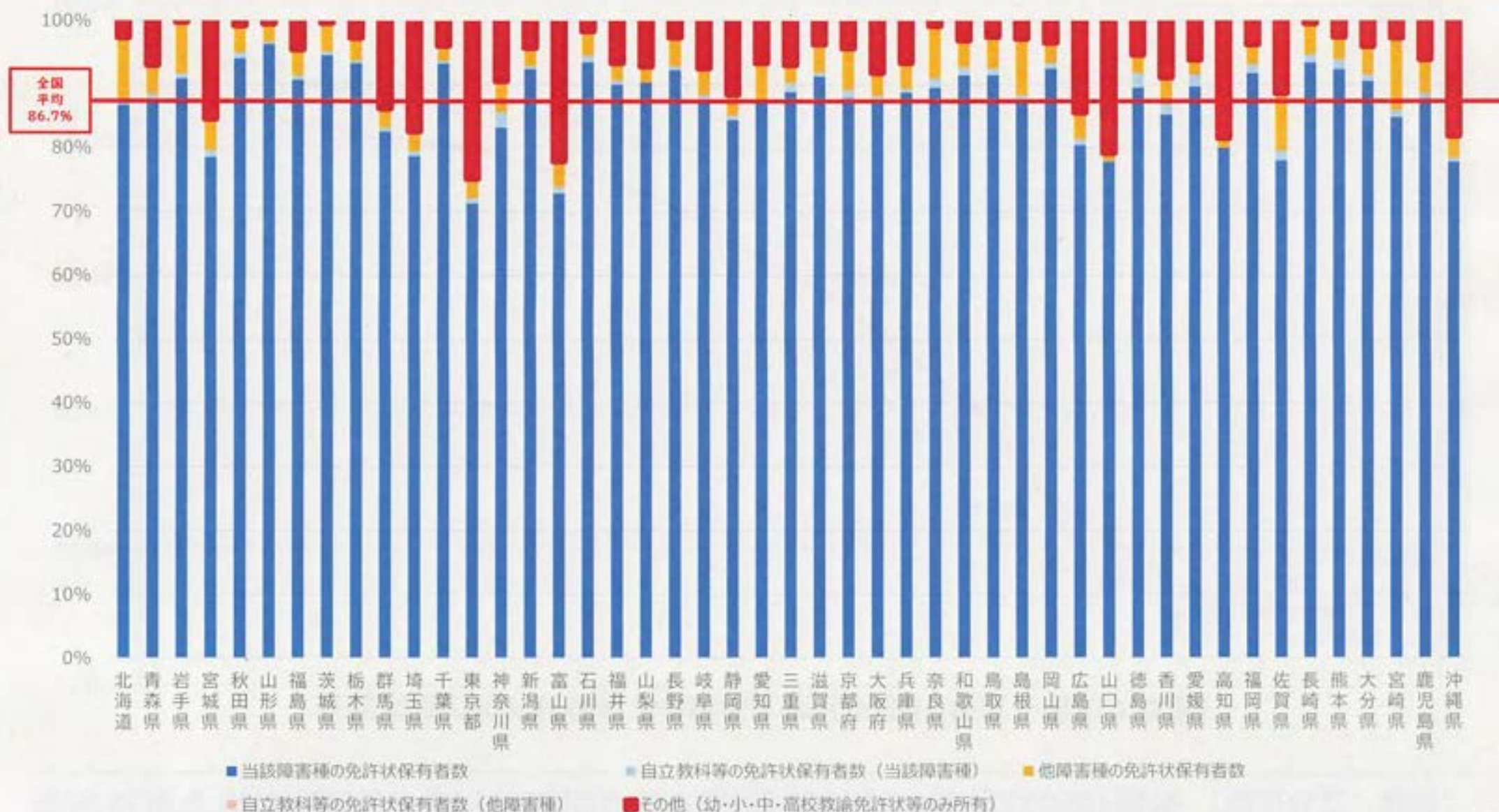
担当している障害種等の特別支援学校教諭等免許状を保有している特別支援学校教員:86.7%(63,593人)



特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況

【公立／全体】

- 全国の公立特別支援学校教員のうち、当該教員が担当している障害種等の「特別支援学校教諭等免許状(※)」を保有している割合は86.7%であった。
- (※) 特別支援学校教諭免許状、自立教科教諭免許状、自立活動教諭免許状を指す。



※政令指定都市立学校の結果はグラフに含めていない。32

特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況の推移【国公立／割合】

在籍校種の免許状保有率の経年比較（平成19年度～令和7年度）



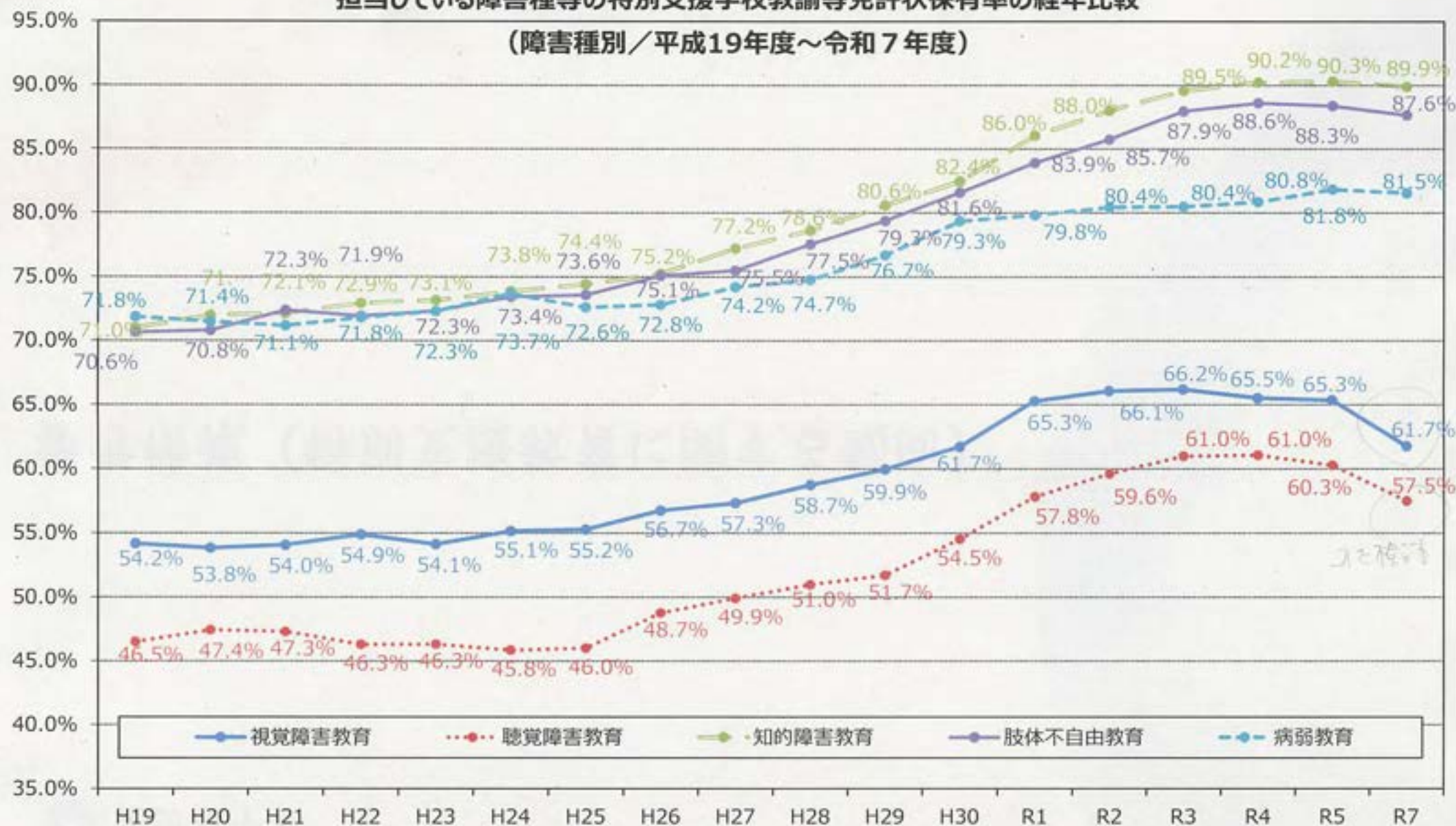
※いずれの数値も、全国の特別支援学校教員のうち、当該教員が担当している障害種等の「特別支援学校教諭等免許状（特別支援学校教諭免許状、自立教科教諭免許状、自立活動教諭免許状）」を保有している割合。

※令和6年度より隔年で調査実施することとしており、令和6年度は本調査を実施していない。

特別支援学校教員における特別支援学校教諭等免許状の保有状況の推移【国公立／障害種別・割合】

担当している障害種等の特別支援学校教諭等免許状保有率の経年比較

(障害種別／平成19年度～令和7年度)



参考情報（特別支援教育に関する動向）

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)概要

【定義】

<医療的ケア児等>

- ① 医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。))
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である者
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

<重症心身障害者>

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者(そのうち児童である者は重症心身障害児)

【基本理念】

- 1 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を社会全体で支援
- 2 医療的ケア児等及び重症心身障害者ではない者と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援、個々の状況に応じ、医療・保健・福祉・教育・労働・防災等の関係機関等の相互緊密な連携の下、切れ目なく支援
- 3 18歳以降も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活・社会生活を営むことができるよう支援
- 4 本人と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

【支援施策等】

<国・地方公共団体による措置>:講じた施策に関する資料の作成及び公表、保育を行う体制の拡充、社会的養護に係る体制の拡充、教育を行う体制の拡充、日常生活における支援、切れ目ない医療の提供、就労の支援、住居の確保、相談体制の整備等、情報共有の促進、広報啓発、人材の確保、医療的ケアの提供の在り方についての見直し、研究開発等の推進、地域格差の是正のための検証等

<保育所・学校の設置者等による措置>:保育所等における看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士・介護従事者等の配置、学校等における看護師等又は介護従事者の配置

<医療的ケア児等支援センター(都道府県、指定都市、特別区等が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)>:医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の相談に応じ、情報の提供、助言その他の支援、関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整並びに個別避難計画の作成についての協力及び災害時における市町村と連携した情報の提供等を行う

<医療的ケア児等支援地域協議会(都道府県、指定都市、特別区等が設置可能)>:医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置する

※医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第77号。令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行)により改正。

※検討規定:同法の施行後3年を目途とした実施状況等を勘案した検討、実態把握のための具体的な方策の検討及び災害時における支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（抄）

改正案	現行
<u>医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律</u> （教育を行う体制の拡充等） 第十条 国及び地方公共団体は、<u>医療的ケア児等及び重症心身障害者に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、それらの者が在籍する学校等に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 <u>学校等の設置者は、その設置する学校等に在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者が保護者の付添いがなくとも、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等又は介護従事者の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 3 <u>国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律</u> （教育を行う体制の拡充等） 第十条 国及び地方公共団体は、<u>医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 <u>学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 3 <u>国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u>

趣旨・目的

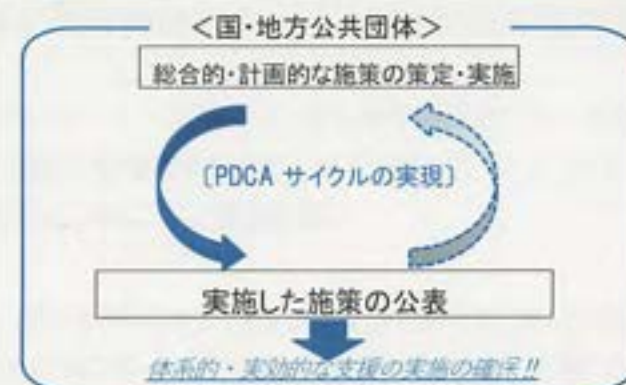
- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

具体的施策

- (1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策
 - ・ 地域での生活支援
 - ・ 教育的支援
 - ・ 就労の支援
 - ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
 - ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
 - ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 情報の共有の促進
- (2) その他の支援策
 - ・ 国民に対する普及及び啓発
 - ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
 - ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
 - ・ 専門人材の確保
 - ・ 調査研究等

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。



地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

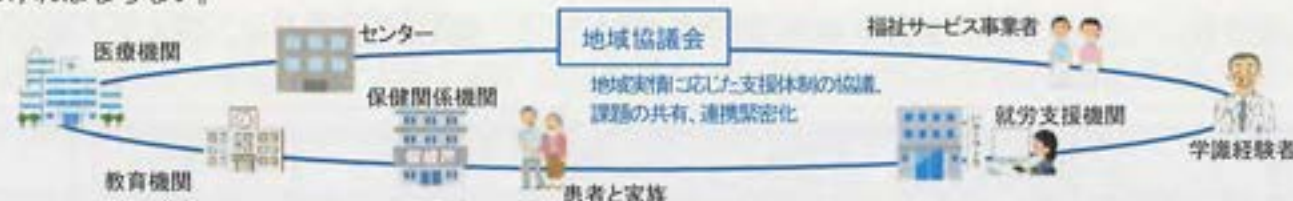


(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



「高次脳機能障害者支援法」の施行について（通知）（令和8年3月31日）

- 高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日）に合わせて、文部科学省から各教育委員会等に対し、高次脳機能障害に関する教職員の理解啓発及び所管する学校における実態把握、並びに高次脳機能障害を有する児童生徒への適切な支援に向けた以下の対応について通知を発出。

（定義）「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。（第2条第1項）

1. 教育的支援（第12条関係）

- 高次脳機能障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う学校において、**合理的配慮の提供を含め、障害の状態等に応じた適切な教育的支援を行うため、校内支援体制の整備を含めた取組**
- 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うため、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を適切に作成・活用**
- いじめ防止のため、児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援

2. 就労の支援（第13条関係）

- 学校卒業後、就労系障害福祉サービスを利用する場合も考えられ、当該制度に関する理解の下で適切な指導や支援がなされることが重要
- 個別の教育支援計画等の活用によって必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれることが重要

3. 権利利益の擁護（第14条関係）

- 障害者差別解消法に基づき、高次脳機能障害者である幼児児童生徒を含む**障害のある子供に対する合理的配慮の提供等について適切に対応**

4. 専門的知識を有する人材の確保（第29条関係）

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する**研修等を活用し、高次脳機能障害を含む障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の専門性を向上**
 - 特別支援教育専門研修
各都道府県の特別支援教育における指導的立場にある教員を対象に実施している専門的な研修において、高次脳機能障害のある児童生徒が受ける医療や求められる教育的対応を説明
 - NISE学びラボ（教職員向けのオンライン講義配信）
小・中・高等学校も含む幅広い教職員の資質能力向上に資する、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」のコンテンツにおいても、高次脳機能障害について説明

◆ 学校の先生が高次脳機能障害について知るための支援冊子『病気の子どもの理解のために—高次脳機能障害—』も公開中



（全国特別支援学校病弱教育校長会作成、
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編集協力）



事務連絡「発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援に向けた新年度における対応について(依頼)」について



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援においては、校内での支援に関する学校から児童生徒本人・保護者への確実な情報提供と、その支援内容に関する本人・保護者と学校との相互理解が重要であることを踏まえ、文部科学省から各教育委員会等に対し、特に新年度における確実な情報提供が学校で適切に行われるよう、依頼した（令和8年3月26日付け）。

依頼（概要）

1 本人及び保護者への情報提供

入学や進級等の機会を捉えた、校内の支援に関する学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施すること など

2 デジタル学習基盤の活用

国が公開するWEBサイトの情報等を参考に、学校におけるデジタル学習基盤の積極的な活用に向けた準備を促進すること など

3 校内支援体制の構築及び合理的配慮の提供等

文部科学省が作成したガイドライン（※）等も活用し、校長のリーダーシップの下、学校での適切な校内支援体制を構築すること など

（※）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」

4 学校設置者等による上記（1～3）取組の促進

学校における1～3の各取組が一層推進されるよう、学校設置者において、所管の学校への必要な指導・助言等を実施すること など

【別紙1】



学校から本人・保護者への確実な情報提供を実施するに当たって重要な5つのチェックポイントを記載

【別紙2】



ガイドラインが校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営に関する重要な3つのポイントを記載

事務連絡の全文は
こちらから

（文部科学省HP上で公表中）



発達障害を含む特別な教育的支援を要する子供たちへの支援に向けて 校長に求める校内の教育支援体制構築のポイント



発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援の充実には、校長のリーダーシップによる、校内支援体制の構築が重要です。ガイドライン（※）が校長に求める、特別支援教育を柱とした学校経営の在り方のポイントを以下にお示ししますので、各校長は、自校の状況について、今一度ご確認をお願いいたします。

（※）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

校内の教育支援体制構築に向けた3つのポイント

①

②

③

※ ①～③の各ポイントを順にお示します

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

特別支援教育コーディネーターの
指名と校務分掌への位置付け

個別の教育支援計画・個別の指導
計画の作成と活用・管理

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

教員以外の専門スタッフの活用

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

専門家・専門機関との連携の推進

進学等における適切な情報の引継
ぎ

① 組織対応

校内委員会の設置と運営

- 校内委員会の運営における、開催手順（定期開催、必要と判断した場合に開催する等）は明確になっていますか。
- 学校の方針を決め、**教育支援体制の構築上必要な者（特別支援教育コーディネーター等）**を校内委員会の構成員としていますか。

特別支援教育コーディネーターの 指名と校務分掌への位置付け

- 特別支援教育コーディネーターが、**合理的配慮の提供という点で重要な役割を担うこと**を、学校として確認ができていますか。
- 指名した特別支援教育コーディネーターが**専業従事**できるような配慮を、学校として行うことができていますか。
(※ 専業従事に向けては、**複数指名**も考えられます)

個別の教育支援計画・個別の指導 計画の作成と活用・管理

- **合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記した上で、その内容を関係機関へ適切に引き継いでいますか。**
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画は、作成が目的ではなく、**実施、評価、改善を繰り返すことが最重要であること**について、学校として確認ができていますか。

② 専門性向上

教職員の理解啓発と専門性の向上

- 全校的な特別支援教育の推進に向け、**特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を組織的に計画し**、障害理解をはじめとした教師の意識改革や、特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組が、学校としてなされていますか。
- 学校外で行われる研修への参加に当たっては、**校内の教育支援体制における各教師の役割（学級担任、特別支援教育コーディネーター等）に応じた必要な研修**を各教師が受講できるよう、学校としての配慮がなされていますか。

教員以外の専門スタッフの活用

- 特別支援教育支援員が各学級担任や特別支援教育コーディネーター等との間でどのような連携・協力をするのかについて、**個別の教育支援計画等に基づき**、学校として事前に決めていますか。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアを行う看護師等の専門スタッフと教師が連携・分担し、組織的な支援が行えるよう、**子供の実態や支援内容、各役割分担等について、個別の教育支援計画等を活用の上、特別支援教育コーディネーターを中心に**、学校としての共通理解が図れていますか。

発達障害を含む
障害のある幼児児童生徒に
対する教育支援体制整備
ガイドライン

全体版はこちらから



(文部科学省HP)

③ 保護者・関係機関との連携

保護者との連携の推進

- 学校だよりや教育相談等の機会を活用したり、PTA等の協力も得たりしながら、学校として、**全ての保護者に対して特別支援教育の理解推進を図る取組**がなされていますか。
- 個人情報保護の観点から、情報の管理を慎重に行い、**本人や保護者の意向を確認しながら**、誤解や学校への不信感が生じないように、学校として保護者へ配慮することができていますか。
- 保護者から聞いた家庭での様子等を個別の教育支援計画へ反映する等、**個別の教育支援計画の作成・活用における保護者の参画**が重要であることを、学校として確認ができていますか。

専門家・専門機関との連携の推進

- **特別支援学校のセンター的機能の活用**に際しては、活用方針を定めた上で、**特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談**を行うことができていますか。
- **医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、各関係機関との連携方法について**、学校として整理ができていますか。

進学等における適切な情報の引継ぎ

- **個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする子供の支援内容を、進学先へ適切かつ確実に引き継いでいますか。**
- 進学に伴う学習環境等の変化を踏まえ、関係教職員による学校見学や、本人・保護者による事前見学等、**学校間での積極的な連携**が重要であることを、学校として確認ができていますか。
- 高等学校等進学時の入学者選抜を踏まえ、**中学校は入学者選抜前、入学前等の適宜の時期に、どの情報を引き継ぐかを整理すること、高等学校は選抜時の配慮の提供等について積極的に周知すること**の重要性について、学校として整理ができていますか。